

全国後期高齢者医療広域連合協議会

決議文

後期高齢者医療広域連合は、市区町村を構成団体として都道府県ごとに設立された、後期高齢者医療制度（長寿医療制度）を運営する特別地方公共団体である。

制度開始当初から全国各地で被保険者等から制度や運営に対する意見や要望が寄せられており、各広域連合においても制度の見直しについて国等に提案を行ってきたところであるが、被保険者の声を制度改善にさらに反映させるとともに、より円滑な運営を遂行するには、全国の広域連合が連携して意見等を提案していくことが、強く望まれている。

このような提案活動を全国的な、より大きな活動として推進するためには、全国の広域連合がネットワークを構築し、制度や運営に関する課題について、情報の発信や交換を行い、意見を表明することが重要である。

本日、ここに、「全国後期高齢者医療広域連合協議会」を設立し、被保険者が将来にわたり安心して医療を受けることができる制度とするため、また、国民皆保険制度を将来にわたり持続可能な制度となるよう、全国の広域連合が連携して国等に対し意見を表明し、制度運営の向上を目指すことを決議する。

平成21年6月3日

全国後期高齢者医療広域連合協議会